

○経済産業省省告示第十三号

環境省省告示第十三号
使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第百六条第三号の規定に基づき、平成十七年経済産業省省告示第八号（使用済自動車の再資源化等に関する法律第百六条第三号の規定により、引取業者への使用済自動車の引渡しに支障が生じている地域を公示する件）及び平成十七年経済産業省省告示第十一号（使用済自動車の再資源化等に関する法律第百六条第三号の規定により、引取業者への使用済自動車の引渡しに支障が生じている地域を公示する件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年十二月二十六日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 石原 伸晃

環境大臣 石原 伸晃

一 平成十七年経済産業省省告示第八号の一部を次のように改正する。

表長崎県の項中「、伊王島」及び「、同郡鷹島町」を削る。

二 平成十七年経済産業省省告示第十一号の一部を次のように改正する。

表愛媛県の項中「、岡村島」を削る。